

熊本都市計画地区計画の決定（西合志町決定）

都市計画野田原地区地区計画を次のように決定する。

<p>名 称</p>	<p>野田原地区地区計画</p>								
<p>位 置</p>	<p>西合志町大字野々島字野田原4501-11 他12筆</p>								
<p>面 積</p>	<p>約 3,200㎡</p>								
<p>区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 620 603 972"> <p>地区計画の目標</p> </td> <td data-bbox="603 620 1401 972"> <p>本地区は、町のほぼ中央に位置し、周辺には町役場や町民センターなどの公共施設があり、町営の南原住宅団地にも隣接しているところです。このため、地域の活性化を図るとともに居住ニーズの高まりに適切に対応した良好な住宅地の形成を目標とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 972 603 1323"> <p>土地利用の方針</p> </td> <td data-bbox="603 972 1401 1323"> <p>良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層専用住宅地とする。また、地区内には、公園を適じ配置する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1323 603 1675"> <p>地区施設の整備方針</p> </td> <td data-bbox="603 1323 1401 1675"> <p>地区施設として、町道との接続道路でもある街区道路を幅員6,0mで整備する。また、公園整備はコミュニケーションの場として利用しやすい形態で配置・整備を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1675 603 2060"> <p>建築物等の整備方針</p> </td> <td data-bbox="603 1675 1401 2060"> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。</p> </td> </tr> </table>	<p>地区計画の目標</p>	<p>本地区は、町のほぼ中央に位置し、周辺には町役場や町民センターなどの公共施設があり、町営の南原住宅団地にも隣接しているところです。このため、地域の活性化を図るとともに居住ニーズの高まりに適切に対応した良好な住宅地の形成を目標とする。</p>	<p>土地利用の方針</p>	<p>良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層専用住宅地とする。また、地区内には、公園を適じ配置する。</p>	<p>地区施設の整備方針</p>	<p>地区施設として、町道との接続道路でもある街区道路を幅員6,0mで整備する。また、公園整備はコミュニケーションの場として利用しやすい形態で配置・整備を行う。</p>	<p>建築物等の整備方針</p>	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。</p>
<p>地区計画の目標</p>	<p>本地区は、町のほぼ中央に位置し、周辺には町役場や町民センターなどの公共施設があり、町営の南原住宅団地にも隣接しているところです。このため、地域の活性化を図るとともに居住ニーズの高まりに適切に対応した良好な住宅地の形成を目標とする。</p>								
<p>土地利用の方針</p>	<p>良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層専用住宅地とする。また、地区内には、公園を適じ配置する。</p>								
<p>地区施設の整備方針</p>	<p>地区施設として、町道との接続道路でもある街区道路を幅員6,0mで整備する。また、公園整備はコミュニケーションの場として利用しやすい形態で配置・整備を行う。</p>								
<p>建築物等の整備方針</p>	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。</p>								

地区整備計画

地	地区施設の配置及び規模	道路	道路	道路延長 約 75m 接続道路 幅員6m
		公園・緑地	公園	約190㎡の公園を、地区内の中央に設ける。
区	建築区分	地区の名称	一般住宅	
		地区の面積	約2,500㎡ 計画面積中住宅地の面積	
整	建築物等	建築物等の用途の制限	一戸建低層専用住宅 及び兼用住宅	兼用住宅の規模・用途については、建築基準法別表第二(イ)項に準ずる
		建築面積の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	8/10	
備	に	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	4/10	
		建築物の敷地面積の最低限度	230㎡	
計	する	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること	
		建築物の高さの最高限度	10m以下	
画	事項	建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに替わる柱又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から、境界までの距離を1m以上とする	
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする	
備考			区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり	